

大学等卒業後、利根町に居住する方の奨学金返還を補助します！

町では、若い方の移住定住の促進を図ることを目的として、大学等卒業後に本町に居住した場合に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を実施しています

- | | |
|--|--|
| <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の返還開始から基準日（1月1日）まで継続して町内に住所を有する方 ・補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者 ・前年に交付決定を受けた方 ・在学中に奨学金等の返還を開始した方 ・次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ア 常時雇用者 イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者 ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現に求職中の方 <p>※その他所定の要件がございます。詳細は町公式ホームページまたは政策企画課へお問い合わせください。</p> | <p>対象奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学金（1種、2種） ・茨城県奨学金 ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金のみ） ・その他町長が認める奨学金 <p>補助金額</p> <p>毎年1月1日を基準日とし、その前年（1月～12月）に返還した奨学金の額 上限20万円/年</p> <p>補助対象期間</p> <p>対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年 最大200万円</p> |
|--|--|

申請受付期間 令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）必着

必要書類を揃えて、利根町役場 政策企画課へ提出してください。
申請書類は利根町公式ホームページからダウンロードするか利根町役場政策企画課までお問い合わせください。

利根町わくわく茨城生活実現事業移住支援金

町では、移住に係る経済的負担を軽減し、東京圏からの移住を促進するため、茨城県と連携し、「利根町わくわく茨城生活実現事業」を令和3年7月から実施しています

○対象者 次のA及びBの要件を満たす方

A 移住に関する要件

- 次の要件をすべて満たしていること
- ・利根町に住民票を移してから3か月以上1年以内である方
 - ・移住前、東京23区に在住していた又は東京圏^{※1}に在住し、東京23区に通勤していた方
 - ・転入前に移住前相談表を提出されている方^{※2}
- ※1 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県（ただし、一部地域を除く。）
※2 令和5年3月1日以降に転入される方は必ず転入前に移住前相談をしていただく必要があります。
転入前の事前相談書類の提出がない場合は、要件を満たしていても移住支援金の交付対象となりません。



B 就業に関する要件

- 次の要件のいずれかを満たしていること
- ・茨城県が運営するマッチングサイトに掲載されている求人に応募している方
 - ・プロフェッショナル人材事業^{※3}を利用して就職している方
 - ・起業支援金^{※4}の交付決定を受け、茨城県内で起業している方
 - ・移住後も、テレワークにより、移住前の業務を継続して行っている方
 - ・町内の学校を卒業した方又は町内に通算3年以上居住したことがある方であり、かつ茨城県内で就業、起業もしくは千葉県印西市、我孫子市、柏市又は栄町で就業した者
- ※3 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業
※4 茨城県が実施する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金

○移住支援金の額
単身世帯で移住した場合：60万円

2人以上の世帯で移住した場合：100万円

さらに18歳未満の世帯員一人につき100万円を加算
※予算に達した場合は事前の予告なく終了となることがあります。

その他所定の要件があります。詳細は町公式ホームページまたは政策企画課へお問合せください。

こちらのページの【問い合わせ先】 政策企画課 地域振興係 ☎ 68-2211（内線333）

龍ヶ崎地方塵芥処理組合および龍ヶ崎地方衛生組合の財政状況を公表します

龍ヶ崎地方塵芥処理組合公告第1号

地方自治法第243条の3第1項及び「龍ヶ崎地方塵芥処理組合財政事情書の作成及び公表に関する条例」の規定により、財政事情を下記のとおり公表いたします。
令和5年5月1日

龍ヶ崎地方塵芥処理組合
管理者 萩原 勇

○令和4年度下半期（10月～3月）の財政事情書（令和5年3月31日現在）
令和4年度一般会計の執行の状況（単位：千円）

歳入			歳出			組合所有財産の状況		組合債現在高の状況	
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額	土地	金額	一般廃棄物処理事業債 992,514千円	基金積立金 149,564千円
分担金及び負担金	1,090,648	1,090,648	議会費	2,297	1,133	131,347.0㎡			
使用料及び手数料	166,865	172,145	総務費	169,604	138,668	19,679.8㎡			
財産収入	2	3	衛生費	1,145,019	728,769	9台			
繰入金	54,485	47,710	公債費	117,229	117,221				
繰越金	57,213	57,214	予備費	3,000	0				
諸収入	67,936	89,400							
歳入合計	1,437,149	1,457,120	歳出合計	1,437,149	985,791				
収入率		101.39%	支出率		68.59%				

※出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。

令和5年度一般会計当初予算の状況

歳入			歳出		
項目	金額（千円）	割合（%）	項目	金額（千円）	割合（%）
分担金及び負担金	1,267,451	82.65	議会費	2,279	0.15
使用料及び手数料	168,318	10.97	総務費	68,492	4.47
財産収入	6	0	衛生費	1,342,671	87.55
繰入金	901	0.06	公債費	117,130	7.64
繰越金	12,273	0.80	予備費	3,000	0.19
諸収入	84,623	5.52			
歳入合計	1,533,572	100.00	歳出合計	1,533,572	100.00

問い合わせ先：龍ヶ崎地方塵芥処理組合 管理課総務 G ☎ 60-1777

龍ヶ崎地方衛生組合告示第7号

地方自治法第243条の3第1項及び龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の定めにより、本組合の財政事情を下記のとおり公表致します。

令和5年5月1日

龍ヶ崎地方衛生組合 管理者職務代理者
龍ヶ崎地方衛生組合副管理者 根本 洋治

龍ヶ崎地方衛生組合の財政（令和5年3月31日現在）令和4年度下半期（10月～3月）の財政事情書

令和4年度 一般会計の執行状況（単位：千円）

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	338,921	338,921	議会費	3,445	3,278
使用料及び手数料	24,381	21,760	総務費	131,813	125,932
財産収入	42	41	衛生費	261,756	206,497
繰入金	12,112	12,112	予備費	2,000	0
繰越金	23,264	23,265			
諸収入	294	299			
合計	399,014	396,398	合計	399,014	335,707
収入率（%）		99.34	支出率（%）		84.13

組合所有財産の状況
土地 32,812㎡
建物 8,233㎡
車両 5台
基金積立金 208,203千円

令和5年度 一般会計当初予算の状況（単位：千円）

歳入			歳出		
項目	金額（千円）	割合（%）	項目	金額（千円）	割合（%）
分担金及び負担金	339,453	78.18	議会費	4,248	0.98
使用料及び手数料	23,570	5.43	総務費	53,239	12.26
財産収入	41	0.01	衛生費	366,692	84.46
繰入金	47,049	10.84	予備費	10,000	2.30
繰越金	19,000	4.37			
諸収入	5,066	1.17			
合計	434,179	100	合計	434,179	100

組合債現在高の状況
一般廃棄物処理事業債 0円
※ 出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。

問い合わせ先：龍ヶ崎地方衛生組合 総務課 ☎ 64-1144